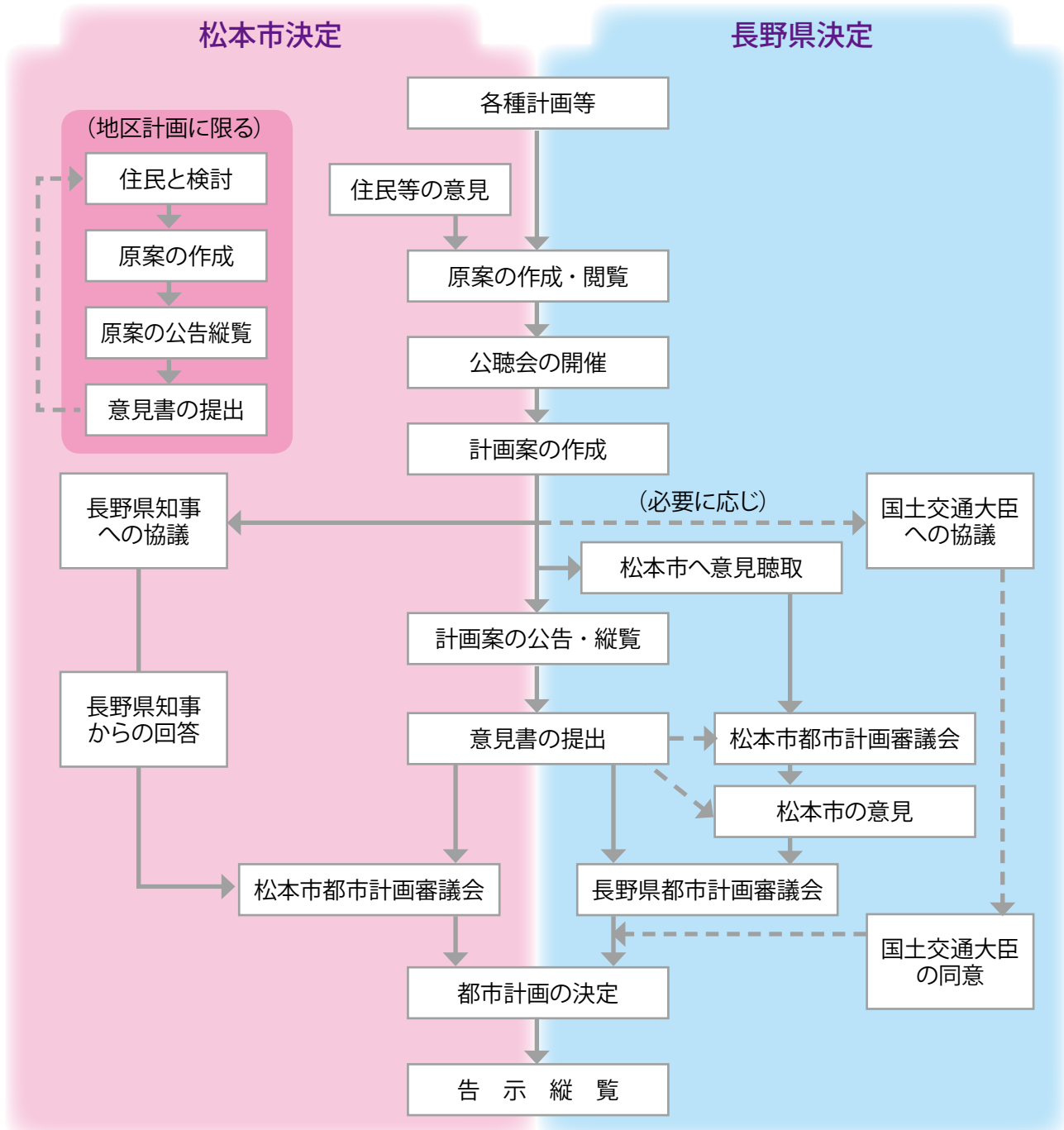


(1) 決定の手順

都市計画は、生活に身近なまちづくりから、広域的・根幹的なまちづくりまで、多岐にわたります。都市計画は、原則的に市町村が中心的な主体となって決定し、広域的・根幹的な部分については県が市町村（ときには国）の意見を聞き、決定します。

決定の手順（概略）



(2) 公聴会

都市計画法では、住民の意見を反映した都市計画案を作成するため、公聴会を開催することを例示しています。

本市では、別に住民意見の反映方法を条例で定めている地区計画の決定を除き、原則として公聴会を実施することとしています。これにより、都市計画への住民参加の機会がさらに拡大していきます。

なお、公聴会を経て作成された都市計画の案は、都市計画決定しようとするときに、あらかじめ、公告・縦覧することとされています。



(3) 提案制度

都市計画の案は、自治体における人口動向や経済状況、他の自治体との関係、これまでに作成した各種計画との整合性など様々な事案を検証して作成する必要がある、これまでは県や市町村が作成してきました。

しかしながら、近年のまちづくりへの関心の高まりのなかで、都市計画への関心も高まり、住民などが主体となったまちづくりへの取り組みも多く見受けられるようになりました。都市計画の提案制度は、これまでどちらかというと行政主導により提案されてきたまちづくりを住民が提案できるように、都市計画法の中で位置付けられています。

もちろん提案には、これまでの都市計画の案と同様、様々な整合性や将来予測を踏まえていることが前提ですが、今後は一定の要件を満たした対案に対しては、都市計画に反映する、しないにかかわらず、その結果について十分な説明がなされることとなります。